

1. 弱者への対応を明確に

東日本大震災後、各地で自然災害が多発している。今年は、超大型台風やゲリラ豪雨による洪水・土石流により数多くの方々が尊い命を落とされる災害が発生している。現在では、活潑な火山活動や巨大地震の可能性が指摘されており、いつ我々が遭遇するのかと不安である。

このことをふまえ、年々押し寄せる高齢化の中で、要援護者・要依存人口は増加の傾向にある。しかし、いざという時に周囲の要援護者への対応が把握できていないことや、弱者へ対する対策も不明確である。特に緊急時の対応については、しっかりとしたマニュアルを作成し行動基準に従い実行すべきである。

町では、「開成町地域防災計画」が策定されているが、災害弱者へ向けた対応策が不足しているように思える。この計画書で示された災害時要援護者対策内容では被災者と支援者が混乱する懸念がある。緊急時はもとより平時においても弱者に対する心配りは不可欠であり、決して忘れてはならないものである。緊急時には行政担当者だけではなく誰でも同様に対応できることが求められる。よって以下に伺う。

- ① 災害弱者・要援護者の認定について
- ② ろう者・視聴覚障害者の対応は
- ③ 買い物難民の考えは

2. 変容する介護保険制度の理念と影響を問う

今年6月に「医療介護総合確保促進法」が成立した。これにより、介護保険制度が来年度（平成27年度）から改正されることとなった。これは、団塊の世代が2025年に75才以上になることで、介護を必要とする高齢者が急増することを見込んだものである。高齢者が住み慣れた地域で生活を送ることをめざす「地域包括ケア」という考え方に基づくサービスや日常生活支援体制の整備充実を図るとともに、費用負担の公平化、また保険料上昇を抑える観点から成り立っている。今後はこの法律を基に要支援者の予防給付である訪問介護・通所介護が2015年4月より3年間で「町が取り組む支援事業」へ移されることとなる。

しかし、この法改正により利用者の多くが負担増とサービスが縮小されることも懸念される。また、持続可能な社会保障制度の確立を図るとしているが、今後の大介護時代へ対応するため、「地域包括ケアシステム」の構築は重要な課題と捉えるべきである。

そこで、法改正により町や利用者への負担が増えることが推測されるためスタートを前に伺う。

- ① 介護サービス負担引き上げの影響は
- ② 総合事業と要支援サポートについて